

○警察官の服制に関する規程

北海道警察本部訓令第16号

平成7年6月12日

改正 平成10年10月26日警察本部訓令第18号、13年12月27日第34号、14年9月27日第21号、14年10月30日第22号、19年5月31日第15号、22年3月24日第4号、23年3月22日第5号、24年3月8日第2号、24年3月22日第11号、28年9月6日第25号、令和5年3月20日第9号

警察官の服制に関する規程を次のように定める。

警察官の服制に関する規程

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 服制（第2条—第5条）
- 第3章 服装等の一部省略等（第6条—第8条）
- 第4章 特殊な被服等（第9条—第19条）
- 第5章 服装の特例（第20条・第21条）
- 第6章 補則（第22条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、北海道警察に勤務する警察官の服制に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の服制に関しこの訓令に規定する事項について、他に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

第2章 服制

（服装等）

第2条 警察官は、警察官の服制に関する規則（昭和31年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）に定めるところにより、制服、制帽、制服用ワイシャツ、ネクタイ、ベルト及び靴を着用し、並びに帯革、手錠並びに階級章及び識別章を着装し、併せて警笛を着装するものとする。

2 警察官は、警察官等拳銃使用及び取扱い規範（昭和37年国家公安委員会規則第7号）及び警察官等警棒等使用及び取扱い規範（平成13年国家公安委員会規則第14号）の定めるところにより、拳銃及び警棒を着装するものとする。

3 警察官は、制服用ワイシャツに代えて白色ワイシャツを着用することができる。
（防寒服等）

第3条 警察官の防寒服は、規則別表で定める第1種及び第2種とする。

2 男性警察官の雨衣は、規則別表で定める第1種とし、女性警察官の雨衣は、規則別表で定める第1種及び第2種とする。

3 警察官は、防寒又は降雨、降雪等により必要がある場合は、防寒服、防寒手袋、雨衣又は帽子雨覆いを着用することができる。

4 警察官は、勤務の性質により必要と認めた場合は、白手袋を着用することができる。
（活動服等の着用）

第4条 警察官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、所属長が必要と認めるときは、活動服、活動帽又は活動ネクタイを着用することができる。

- (1) 宿日直勤務に従事するとき。
- (2) 留置業務に従事するとき。
- (3) 地域警察勤務に従事するとき。
- (4) 警察用車両に乗車し、警察用船舶に乗船し、又は警察用航空機に搭乗して勤務するとき。
- (5) 捜索に従事するとき。
- (6) 鑑識のための作業に従事するとき。
- (7) 交通指導取締り又は交通事故事件捜査に従事するとき。
- (8) 道路標識及び道路標示の設置又は管理に係る業務に従事するとき。
- (9) 治安警備実施又は雑踏警備実施に従事するとき。
- (10) 災害警備実施に従事するとき。
- (11) 前各号に掲げる業務に準ずる業務に従事するとき。

(着用期間の伸縮)

第5条 北海道警察本部長は、気温の状況等により、規則第3条に定める被服の着用期間の伸縮を指示するものとする。

第3章 服装等の一部省略等

(制帽及び活動帽)

第6条 警察官は、室内で勤務するとき（交番、警備派出所又は駐在所で公衆の面前において勤務するときを除く。以下同じ。）、及び第10条の規定によりヘルメットを着用するときは、制帽又は活動帽を着用しないことができる。

(帯革、手錠等)

第7条 警察官は、次の各号のいずれかに該当する場合は、帯革又は手錠を着装しないことができる。

- (1) 室内で勤務するとき。
- (2) 会議又は事務打合せに出席するとき。
- (3) 儀式に出席するとき。
- (4) 音楽隊員が演奏に従事するとき。
- (5) 看守勤務の警察官が留置施設において勤務するとき。
- (6) 災害応急対策のための作業に従事するとき。
- (7) その他帯革又は手錠を着装する必要がないと所属長が認めたとき。

2 警察官は、拳銃又は警棒を着装しないときは、帯革本帯から拳銃用調整具、拳銃入れ及び拳銃つりひも又は警棒つりを取り外すものとする。

(識別章)

第7条の2 警察官は、次の各号のいずれかに該当する場合は、識別章を着装しないことができる。

- (1) 名札を着用しているとき。
- (2) 留置業務に従事するとき。
- (3) 治安警備実施に従事するとき。

2 警察官は、暴力団の事務所を捜索する場合であって、識別章の番号標の表面を表示することによりその現場又は事後における警察の職務執行に対する妨害が助長されると認められるときその他の識別章の番号標の表面の表示が適正な職務執行を妨げることとなると所属長が認めたときには、当該番号標の裏面を表示することができる。

(上衣)

第8条 警察官は、制服用ワイシャツを着用して勤務するとき、又は室内で勤務するとき

は、制服上衣又は活動服を着用しないことができる。

第4章 特殊な被服等

(礼服の着用等)

第9条 警察官は、次の各号のいずれかに該当する場合は、礼服を着用することができる。

- (1) 拝謁等のため参内する場合
- (2) 部内の儀式等に出席する場合
- (3) 部外の公の儀式等に出席する場合
- (4) 私的な儀式等で所属長が承認した場合
- (5) その他儀礼上必要がある場合

2 前項に規定する礼服は、男性警察官は別表1、女性警察官は別表2に定めるものを着用するものとする。ただし、制服に飾緒及び礼肩章を着装（以下「略礼装」という。）し、礼服に代えることができる。

3 礼服を着用（略礼装を含む。）した場合は、帯革、拳銃、警棒等を着装しないものとする。

4 礼服を着用した場合における警察勲功章等の着装については、警察表彰規則（昭和29年国家公安委員会規則第14号）第9条第2項の規定を準用する。

(ヘルメットの着用)

第10条 警察官は、次の各号のいずれかに該当する場合は、別表3に定めるヘルメットを着用することができる。

- (1) 交通指導取締り、交通事故事件捜査及び交通検問に従事するとき。
- (2) 災害、爆発等危険性の高い現場において各種警察活動に従事するとき。
- (3) その他勤務の性質により所属長が必要と認めたとき。

(演奏服等の着用)

第11条 北海道警察本部広報課音楽隊の警察官は、演奏等に従事する場合は、別に定める演奏服等を着用するものとする。

(航空服等の着用)

第12条 北海道警察本部航空隊の警察官は、別に定める航空服等を着用するものとする。

(交通乗車服の着用等)

第13条 交通取締用自動車による警察活動に従事する警察官で次に掲げる者は、交通取締用自動車による警察活動に従事する警察官の服制（平成2年警察庁告示第1号）に定めるところにより、交通乗車服その他の被服及び装備品を着用し、及び着装するものとする。

- (1) 北海道警察本部の交通機動隊及び高速道路交通警察隊の警察官
- (2) 各方面本部の交通課の警察官
- (3) 釧路方面本部十勝機動警察隊の警察官（交通警察の事務に従事する者に限る。）

(交通捜査服の着用)

第14条 警察官が交通事故事件捜査に当たる場合は、別表4に定める交通捜査服を着用することができる。

(交通警察官用被服等の着装等)

第15条 交通部門の警察官（第13条に掲げるものを除く。）は、別に定めるところにより、帽子覆い、警笛つりひもその他の交通警察官用の被服等を着装し、又は着用するものとする。この場合において、警笛つりひもは、別表4の2に定める警笛つりひもを着装するものとする。

2 交通部門の警察官以外の警察官が、交通指導取締り、交通整理その他交通警察の事務に従事する場合は、前項に規定する被服等の全部又は一部を着装し、又は着用することができる。

(警笛つり鎖の着装)

第15条の2 地域部門の警察官は、街頭活動に従事する場合は、別表4の3に定める警笛つり鎖を着装するものとする。

(現場活動服等の着用)

第16条 警察官は、次の各号のいずれかに該当する場合は、別表5に定める現場活動服及び現場活動帽を着用することができる。

- (1) 警備実施又はこれに伴う訓練等を行うとき。
- (2) 事件事故の発生に際し各種作業に従事するとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、勤務の性質により所属長が必要と認めたとき。

(所属長章等の着装)

第17条 北海道警察本部長、方面本部長及び警察署長並びに警察署の副署長は、別表6に定める所属長章等の制式及び着装要領に従い、所属長章を着装するものとする。ただし、職務上支障がある場合は、この限りでない。

(エンブレムの図柄)

第18条 規則別表に定める制服、活動服、制服用ワイシャツ及び防寒服のエンブレムの図柄は、北海道章(昭和42年北海道告示第775号)とする。

第5章 服装の特例

(私服の着用)

第19条 警察官は、次の各号のいずれかに該当する場合は、私服を着用することができる。

- (1) 生活安全、刑事又は警備の部門に属し、職務上私服勤務を必要とする場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、勤務の性質により私服を着用することが適当であると所属長が認めた場合

(女性警察官の服装等の特例)

第20条 女性警察官は、制服着用時には、ベストを着用するものとする。ただし、気温の状況等により、着用しないことが適当であると認めた場合は、この限りでない。

- 2 女性警察官は、勤務の性質等により必要と所属長が認めた場合は、別表7に定める警笛つりひもを着装し、ショルダーバッグを携帯するものとする。
- 3 女性警察官は、手錠及び警棒をショルダーバッグに収納して携帯することができる。

第6章 補則

(服装の斉一)

第21条 所属長は、勤務の性質により必要があると認めた場合は、服装の斉一を指示することができる。

附 則

- 1 この訓令は、平成7年7月1日から施行する。
- 2 防寒外とうの制式及び着用期間に関する訓令(昭和37年北海道警察本部訓令甲第1号)は、廃止する。

附 則 (平成10年警察本部訓令第18号)

この訓令は、平成10年11月1日から施行する。

附 則 (平成13年警察本部訓令第34号)

この訓令は、平成13年12月27日から施行する。

附 則（平成14年警察本部訓令第21号）

この訓令は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成14年警察本部訓令第22号）

この訓令は、平成14年11月1日から施行する。

附 則（平成19年警察本部訓令第15号）

この訓令は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成22年警察本部訓令第4号）抄

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年警察本部訓令第5号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成24年3月8日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の警察官の服制に関する規程の規定に基づいて作成されている交通事故処理服がある場合においては、この訓令による改正後の警察官の服制に関する規程の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することを妨げない。

附 則（平成24年警察本部訓令第11号）抄

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年警察本部訓令第25号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成28年10月1日から施行する。
（北海道警察音楽隊規程の一部改正）
- 2 北海道警察音楽隊規程（平成20年北海道警察本部訓令第6号）の一部を次のように改正する。

（次のよう）略

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

※ 別表等は省略